

○厚生労働省告示第十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

- | | | |
|-------|---------------------------|---|
| (422) | 第八号中
ダビガトランエテキシラート | (591)を
(594)とし、
(420)から
(590)までを
(423)から
(593)までとし、
(419)を
(421)とし、
その次に次のように加える。 |
| (596) | 第八号中
ピオグリタゾン塩酸塩・グリメピリド | (640)を
(644)とし、
(593)から
(639)までを
(597)から
(643)までとし、
(592)を
(595)とし、
その次に次のように加える。 |
| (646) | 第八号中
フェブキソスタット | (812)を
(817)とし、
(642)から
(811)までを
(647)から
(816)までとし、
(641)を
(645)とし、
その次に次のように加える。 |
| (819) | 第八号中
メマンチン | (872)を
(878)とし、
(814)から
(871)までを
(820)から
(877)までとし、
(813)を
(818)とし、
その次に次のように加える。 |
| (880) | 第八号中
レパグリニド | (896)を
(903)とし、
(874)から
(895)までを
(881)から
(902)までとし、
(873)を
(879)とし、
その次に次のように加える。 |

- | | | | | | |
|-------|-----------------------|--|-------|--------------------|--|
| (150) | 第八号中
エルデカル
シートル | (189)を
(190)とし、
(150)から
(188)まで
(151)から
(189)まで
とし、
(149)の次に
次のように
加える。 | (192) | 第八号中
ガランタ
ミン | (418)を
(420)とし、
(191)から
(417)まで
(193)から
(419)まで
とし、
(190)を
(191)とし、
その次に
次のように
加える。 |
|-------|-----------------------|--|-------|--------------------|--|